

## 道の駅筆柿の里・幸田リニューアルに向けた伴走支援業務プロポーザル実施要領

### 1 目的及び趣旨

本町では、道の駅筆柿の里・幸田のリニューアルに向け、リニューアルコンセプト「幸せトモすまち。」を立案。本業務では、コンセプトを体現するための体験施策の具体化および基本構想・基本計画に必要な要件整理を行い、これらの検討を専門的知見を有する事業者とともに進め、リニューアルの内容を明確化することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

道の駅筆柿の里・幸田リニューアルに向けた伴走支援業務

#### (2) 業務期間

契約日から令和9年3月31日まで

#### (3) 業務内容

別紙「道の駅筆柿の里・幸田リニューアルに向けた伴走支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (4) 業務場所

幸田町環境経済部産業振興課が指定する場所

#### (5) 業務に係る経費

予算20,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

#### (6) 全体スケジュール

No.	項目	日時
1	公募開始	令和8年3月30日(月)
2	参加申込期限、質問の受付期限	令和8年4月6日(月)午後5時まで
3	参加資格確認の通知	令和8年4月10日(金)
4	質問に対する最終回答	令和8年4月10日(金)
5	企画提案書等提出期限、辞退届提出期限	令和8年4月17日(金)午後5時まで
6	書類審査結果通知 ※	令和8年4月21日(火)
7	プレゼンテーション審査	令和8年4月23日(木)
8	審査結果の通知	令和8年4月27日(月)

※提案者が3者以上の場合に行う。

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式により決定した優先交渉権者と随意契約とする。

### 4 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加表明書の提出日から企画提案書の提出期限までの間において、幸田町の入札における指名停止又は指名保留措置を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる要件に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者にあつては、参加表明書の提出日までに、同法の規定による裁判所による更生手続開始の決定がなされている者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、参加表明書の提出日までに、同法の規定による裁判所による再生手続開始の決定がなされている者
- (5) 国、地方公共団体（自治体）、民間等において本業務又は類似業務の委託実績がある者
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者

## 5 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要調書（様式第2号）

※添付書類 国税、地方税が課税される団体について、未税の税額がない旨の証明書（直近2年分・発効日から3か月以内のもの）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 会社概要 ※会社パンフレット等にて代替可とする。

### (2) 提出部数

各1部

※提出書類は全てA4判縦左綴じ

### (3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、提出期限までに産業振興課に到達したものに限るので、必ず到達の有無を電話で確認すること。

### (4) 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時（必着）

### (5) 提出場所

産業振興課 農業振興グループ 役場2階11番窓口

住 所：〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電 話：0564-62-1111（内線264）

電子メール：[sangyo@town.kota.lg.jp](mailto:sangyo@town.kota.lg.jp)

### (6) 回答方法

参加資格確認の通知は、令和8年4月10日（金）までに参加表明者全員（辞退者を除く。）に対し、電子メールにより行う。

## 6 質疑及び回答

質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）に必要事項を記入の上、電子メール、持参又は郵送で照会すること。郵送の際は、必ず電話にて着信を確認すること。

### (1) 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時（必着）

### (2) 提出場所

産業振興課 農業振興グループ 役場2階11番窓口

住 所：〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電 話：0564-62-1111（内線264）

電子メール：[sangyo@town.kota.lg.jp](mailto:sangyo@town.kota.lg.jp)

### (3) 回答方法

質疑の内容及び回答は、令和8年4月10日（金）までに参加表明者全員（辞退者を除く。）に対し、質疑回答書（様式第5号）に記入の上、電子メールにより行う。

## 7 企画提案の概要

### (1) 提出書類

仕様書等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

#### ア 企画提案書 ※任意様式

A4判縦（A3判の折り込み可）合計50頁以内とする。（表紙、中表紙及び目次は含まない）

#### イ 見積書 ※任意様式

消費税及び地方消費税を含んだ金額及びその詳細な内訳を次の条件で試算して記載すること。

#### ウ 業務実施体制 ※任意様式

- ① プロジェクトを統括する責任者及び従事する担当者の氏名、経験年数、取得資格、経歴及び類似業務に係る業績等について記載すること。

なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証明書を提出し事前の承認を得ること。

- ② 協力事業者等を置く場合は、その業務補助者についても記入すること。
- ③ 予定業務管理者及び担当者の経歴等（様式）を添付すること。

## 8 企画提案書の提出

### (1) 提出部数

10部（見積書は1部）

### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

### (3) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時（必着）

### (4) 提出先

産業振興課 農業振興グループ 役場2階11番窓口

住所：〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電話：0564-62-1111（内線264）

### (5) その他

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 企画提案書の内容については、本町に帰属するものとする。

ウ 提案は1案とする。

エ 郵送の場合は、提出期限までに産業振興課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。

オ 提出書類は、非公開とする。

カ 提案者が3者以上の場合は、書類審査得点表（様式第6号）による事前審査を行い、得点の高い3者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

キ 書類審査が行われた場合、審査の結果は、令和8年4月21日（火）までに書類審査結果通知書（様式第7号）にて通知する。なお、通知は電子メールにて送付する。

## 9 審査及び決定

書類の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書内容による審査及び提案者によるプレゼンテーションを実施し、「道の駅筆柿の里・幸田リニューアルに向けた伴走支援業務プロポーザル委託事業者選定委員会」において審査のうえ、最優秀者及び次点者を決定する。

### (1) 審査基準

別紙「評価基準」のとおり

## (2) プレゼンテーション

### ア 実施日

令和8年4月23日（木）

※会場、順番、集合時刻等については、令和8年4月22日（水）までに別途電子メールにて通知する。なお、オンラインでの開催を認める場合もある。

※通知後に、実施日に変更になる場合がある。

イ 出席者は統括責任者を含め4人までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明45分、質疑応答15分の計1時間を予定しているが、参加表明者数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である10分以内とする。

カ プレゼンテーションは、各提案者が用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明することを可能とする。

キ プロジェクター、スクリーン及びケーブル（VGA及びHDMI）は町で用意する。機種仕様等については、事前に確認する。

ク 企画提案書の提出が1者のみであった場合は、書類審査のみで選定する場合がある。

ケ プレゼンテーションは非公開とする。

## (3) 結果通知

審査の結果は、4月27日（月）を目途に提案者全員に対して文書にて通知する。

## (4) 委託契約

ア 最優秀者を本業務に係る契約候補者とし、見積書徴収の相手方とする。

イ 見積書徴収は、5月上旬を予定している。

ウ 契約方法は、随意契約とする。

エ 最優秀者が契約を辞退または契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

オ 契約手続は、幸田町契約規則及び幸田町入札者心得書の定めによる。

## 10 その他

(1) 企画提案書の作成及びプレゼンテーションへの参加に要した費用は、応募者の負担とする。

(2) 提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（任意様式）を提出すること。

## 11 連絡先

産業振興課 農業振興グループ 役場2階11番窓口（担当：近藤、早川）

住 所：〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電 話：0564-62-1111（内線264）